

- 施設内に売店やレストラン等の民間収益施設が含まれる場合には、原則として当該施設で使用した光熱水費は、その施設の事業主体（テナント等）が負担すべきである。予めこのような施設の設置が見込まれる場合には、エネルギー使用量の計測が可能となるような設計とする必要がある。
- 適切なVFMの評価を行うために、自然エネルギー設備の導入を要求水準として規定する場合は、それに見合う費用をPSCにも織り込んでおくことが必要である。

(参考：病院事業の事例【類型1】)

- 業務区分表の中に、光熱水費管理及びエネルギー管理中長期計画を民間事業者が実施することを明記している。
- 費用負担区分表においても、光熱水費の費用負担が民間事業者であることを明記されており、事業期間全体にわたり民間事業者がエネルギー・マネジメント業務及びエネルギー調達業務（光熱水費負担）を行うことが示されている。

表 各業務に共通する費用負担区分表

費用項目	発注者	事業者
病院全体にかかる光熱水費（電気、ガス、上下水道、燃料等）		○
備蓄燃料費	○	

表 業務区分表

業務区分	業務内容	発注者	事業者
光熱水費管理	電気		◎
	水道		◎
エネルギー管理中長期計画	策定・報告	◎	
	提案・助言・支援		◎

(参考：病院事業の事例)

- 以下のように、自然エネルギー利用や負荷平準化設備の導入について具体的に示している。

表 各設備項目

太陽光利用設備	・太陽光を利用した発電設備を設置する。容量は10kw以上とする。
電力平準化設備	・深夜電力を蓄え、昼間のピークに応じた放電を行うシステムを構築し、電力の平準化を図る。ただし、「深夜電力を利用した蓄熱設備」又は「熱電供給システム」を想定した場合は、この設備を適用しても良い。